

傍聴される皆様への留意事項

東北農政局補助事業評価（事後評価）第三者委員会の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守して下さい。

これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ①カメラ撮影は頭撮りのみとします。
- ②事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないで下さい。
- ③携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- ④傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎んで下さい。
 - ・ 委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 傍聴中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く）
 - ・ 会場においてのカメラ、ビデオ、テープレコーダー、ワイヤレスマイク等の使用
 - ・ 新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・ 飲食及び喫煙
- ⑤銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないで下さい。
- ⑥その他、委員及び事務局職員の指示に従って下さい。